

船橋市有価物回収助成金交付要領に定める卸売商買入金額に関する基準

船橋市有価物回収助成金交付要領に定める卸売商買入金額に関する基準（平成17年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この基準は、船橋市有価物回収助成金交付要領（以下「要領」という。）第3条第1項に規定する当該月の卸売商買入金額の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各品目 要領第2条に定める助成金交付対象品目をいう。
- (2) 当該月 有価物回収業者が、問屋に有価物を売却した日の属する月の初日から末日までの期間をいう。
- (3) 問屋価格 問屋ごとの各品目の買入れ価格のうち、当該月における最も高い価格をいう。
- (4) 紙面価格 日本経済新聞に掲載された各品目の価格（幅がある場合は、低い価格）と資源新報に掲載された各品目の市中実勢価格（幅がある場合は、低い価格）のうち、当該月における最も高い価格をいう。

（当該月における品目別価格の決定）

第3条 当該月における各品目の品目別価格は、各品目の問屋価格と紙面価格のいずれか高い方の価格とする。

（当該月における算出買入金額の算定）

第4条 当該月における各品目の算出買入金額は、前条の品目別価格に有価物回収業者が回収した各品目の重量を乗じた金額とする。

（当該月における卸売商買入金額の決定）

第5条 当該月における各品目の卸売商買入金額は、前条の算出買入金額と有価物回収業者が各品目を売却して得た金額のいずれか高い方の金額とする。

2 前項の金額を算定するに当たり、消費税及び地方消費税相当額を含めないものとする。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。